

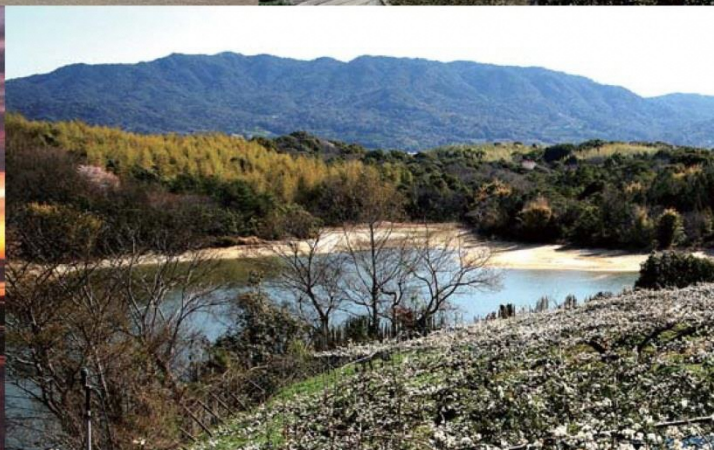
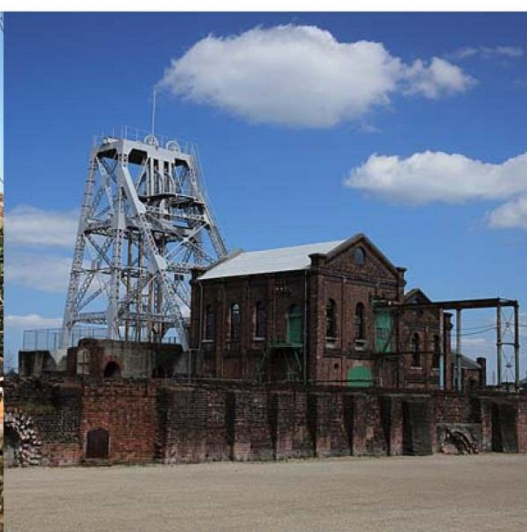
荒尾市景観計画

概要版

平成 25 年 10 月 1 日制定

平成 26 年 7 月 31 日一部改正

令和 3 年 3 月 25 日一部改正



序部 荒尾市景観計画について

・計画の目的と位置づけ

○市の特性を活かした良好な景観形成を推進していくために、景観形成の理念や目標、市民・事業者・行政の協働による取り組みを示すとともに、市内の建築行為や開発行為等を行う際の方針や基準を明らかにすることを目的とします。

○第5次荒尾市総合計画に即し、荒尾市都市計画マスタープランや荒尾市環境基本計画等の関連計画と連携しながら、景観まちづくりの方向性とその実現方法を指し示す計画です。

・計画の性格と役割

○景観行政に係る相互調整の指針 ○市民・事業者・行政のまちづくり活動の指針

○建築行為等を行う際の指針

第Ⅰ部 構想編

・荒尾の景観特性

■自然的景観

小岱山や有明海、浦川等の河川をはじめ豊かな自然の他、鎮守の森や、水田や梨園と一体となった集落の景観も見られます。



■歴史・文化的景観

小代氏に関連する遺跡・社寺や、近代では炭鉱の歴史を物語る万田坑が見られます。節頭行事等の伝統行事も見られます。



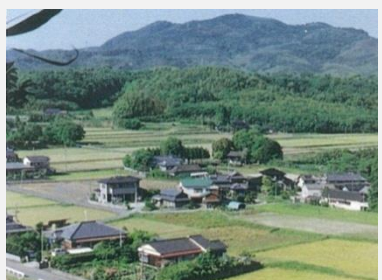
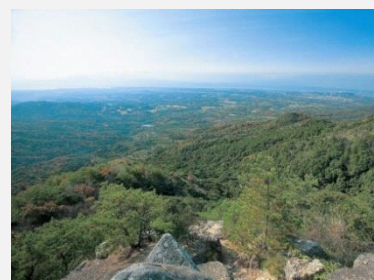
■都市的景観

荒尾駅周辺やグリーンランド周辺、幹線道路沿道等は賑わいのある景観が見られます。その他、閑静な住宅地等も見られます。



■眺望景観

東の小岱山から西の有明海までなだらかな地形を擁する荒尾では、市内の様々な場所から良好な眺望が見られます。



・景観形成の基本理念と基本目標

本市の景観特性を踏まえ、荒尾市らしさを保全・創出するため、以下の基本理念のもと、基本目標に従い景観形成を進めることとします。

**荒尾八景を核として、自然・歴史・暮らしの魅力を体験できる景観形成
～荒尾らしさを発信し続けるまちを目指して～**

基本目標 1	荒尾の個性と魅力を際立たせる重点的な景観づくり
基本目標 2	豊かな緑と水辺を実感できる景観づくり
基本目標 3	やすらぎと活力のある景観づくり
基本目標 4	市民・事業者・行政の協働による景観づくり

・景観形成方針図



・協働による景観形成

市民の役割	身近な場所を維持し整える活動が良好な景観形成の第一歩であることを認識し、積極的に良好な景観の形成に努めます。また、市が実施する施策に積極的に参加、協力するよう努めます。
事業者の役割	地域の一員として良好な景観の形成に寄与することが期待されていることを認識し、地域の景観特性を踏まえ、周辺景観に与える影響に配慮します。また、市が実施する施策や市民が実施する景観まちづくり活動に積極的に参加、協力するよう努めます。
行政の役割	公共事業や公共空間の整備については、地域の特性を活かした魅力ある景観形成に努めます。また、景観に関する啓発、知識の普及を図り、地域主体の景観まちづくりへの取り組みを継続的に支援します。

第Ⅱ部 計画編

・市全域の景観形成

全市の景観形成に共通する重要方針を定めるほか、景観計画区域を「山並み・田園集落ゾーン」、「住宅ゾーン」、「商業・レクリエーションゾーン」、「工業ゾーン」の4つに区分し、それぞれに景観形成方針を定めます。景観に特に影響を及ぼす一定規模以上の建築物等について、届出対象行為と景観形成基準を定め、景観形成を図っていきます。

景観形成の重要方針

- 小岱山や有明海への見通しを確保する
- 荒尾八景をはじめとする周囲の景観資源を活かし、連携する

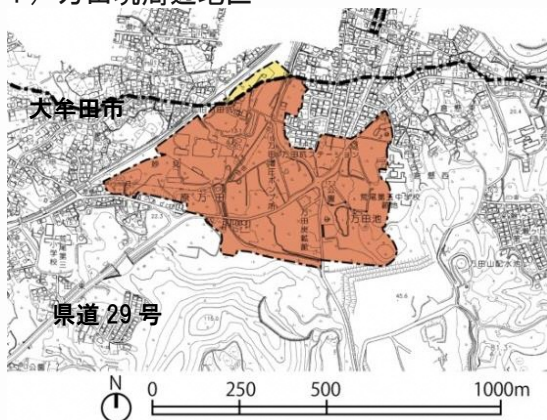
主な景観形成基準

- 周囲の景観特性や建物等の配置を踏まえ、壁面の位置や隣棟間隔等を周辺と協調した配置とする
- 周囲の主要な道路や公園等の公共空間からの見え方を検討し、小岱山や有明海等への眺望、周辺の景観と調和する高さ・規模となるよう努める

・景観形成重点地区の景観形成

荒尾八景等の固有の景観資源のある地区や市の顔となる地区等を、景観形成重点地区として指定し、届出対象行為や景観形成の方針・基準を地域に応じてきめ細やかに定めることで、景観形成を図っていきます。

(1) 万田坑周辺地区



景観形成の目標

万田坑を守り、炭鉱都市としての歴史を活かした景観づくり

主な景観形成基準

- 万田坑外の建築物等は高さ12m以下とする
- 道路境界等の公共空間から見える部分の緑化に努める

(2) 三池炭鉱専用鉄道跡地区



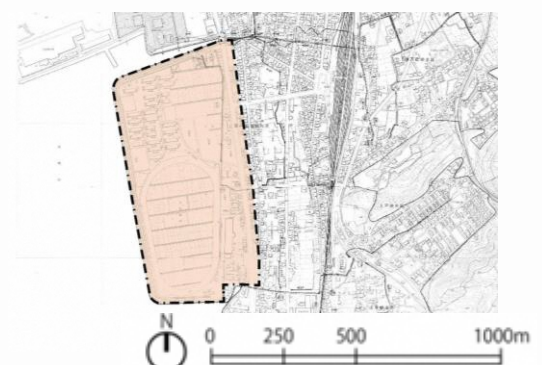
景観形成の目標

炭鉱の歴史を偲ばせる鉄道敷跡地を守り、万田坑等と連動した景観づくり

主な景観形成基準

- 鉄道敷の連続性や歩行者空間として利用する場合に配慮し、煩雑にならないよう、工作物は一定の位置に配置する

(3) あらお海陽スマートタウン地区



景観形成の目標

持続的に発展するまちづくりと自然景観が調和する景観づくり

主な景観形成基準

- 普賢岳や多良岳、荒尾干潟の自然景観等との調和を図る
- 建築物の延床面積に応じた広告面積の制限

・特定施設届出地区の景観形成

本市の玄関口である幹線道路は、特に景観形成に影響を及ぼすパチンコ店やガソリンスタンド、レストラン等の施設が集積する可能性が高い地区です。これらの施設の誘導による景観形成を図る必要があると認められる地区を特定施設届出地区として指定し、景観形成を図っていきます。

（１）国道 208 号沿道地区

景観形成の方針

- 地形に応じた景観形成を図る
- 緑と調和した景観形成を図る

（２）国道 389 号沿道地区

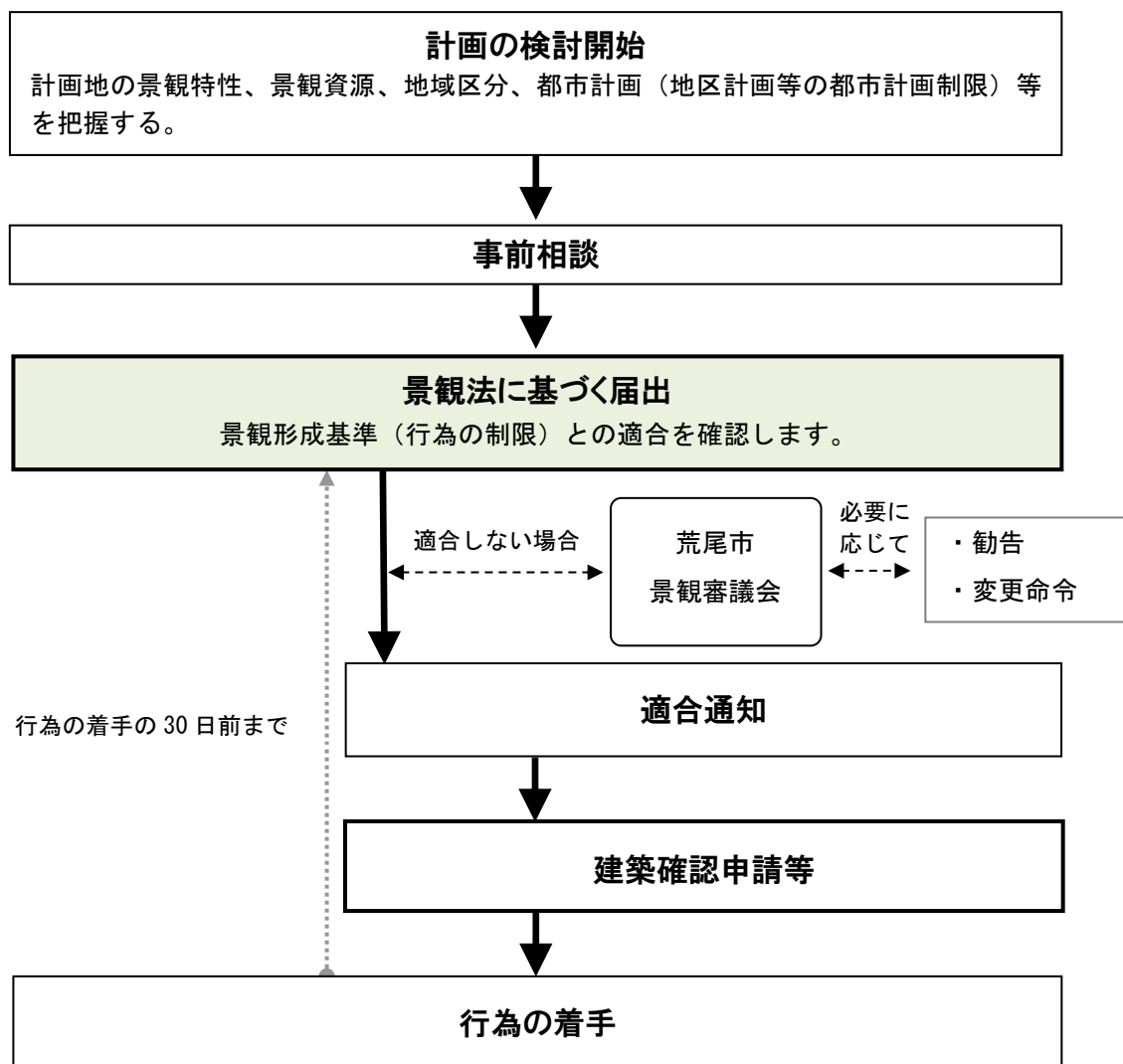
景観形成の方針

- 開放感あふれる景観形成を図る
- 街路樹を活かした景観形成を図る

主な景観形成基準（国道 208 号沿道地区、国道 389 号沿道地区共通）

- 隣接する施設相互において沿道からみて連担性の保てる位置とする
- 外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする

・届出の手続き



※届出対象行為以外の行為についても、景観計画の趣旨に沿った景観形成をお願いします。

※熊本県屋外広告物条例の許可を要する屋外広告物は、景観に関する内容を荒尾市と協議した後に、玉名地域振興局に許可申請を行っていただきます。

・届出対象行為及び規模一覧

対象行為		規 模				
		市全域（大規模行為）	万田坑 周辺地区	あらお海陽 スマートタ ウン地区	三池炭 鉱専用 鉄道跡 地区	特定施設 届出地区 ＊５
建 築 物	新築、増築、改築、移転及び撤去＊１	高さが13mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるもの	延床面積が500㎡を超えるもの又は高さが10mを超えるもの	すべて	すべて	当該行為に係る床面積の合計が10㎡を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え並びに色彩の変更					当該行為に係る面積が10㎡を超えるもの
工 作 物	新設、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え並びに色彩の変更＊１	柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さが2mを超えるもの	すべて	すべて	高さが1.5mを超えるもの
		記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱等＊３	高さが10mを超えるもの	すべて	すべて	高さが5mを超えるもの
		電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	高さが10mを超えるもの	すべて	すべて	高さが10mを超えるもの
		遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設、収納施設等	高さが10mを超えるもの	すべて	すべて	高さが5mを超えるもの又は築造面積が10㎡を超えるもの
		広告塔及び広告板	すべて	すべて	すべて	表示面積が1㎡を超えるもの
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		開発区域の面積が1,000㎡を超えるもの又は高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	開発区域の面積が1,000㎡を超えるもの	－	すべて	－
木竹の伐採		－	区域の面積が1,000㎡を超えるもの	－	－	－
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		区域の面積が3,000㎡を超えるもの又は高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	区域の面積が1,000㎡を超えるもの	－	－	－
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (ただし、堆積の期間が90日を超える場合に限る)		堆積の高さが5mを超えるもの又は水平投影面積が500㎡を超えるもの	堆積の高さが1.5mを超えるもの又は水平投影面積が100㎡を超えるもの	－	－	－
特定照明＊４	届出対象となる建築物及び工作物に行われる特定照明の新設、増設、改設又は色彩等の照明方法の変更	すべて	すべて	すべて	－	－

- ＊１ 万田坑周辺地区及び三池炭鉱専用鉄道跡地区では撤去は除く
 ＊２ 市全域（大規模行為）では柵、塀のみ
 ＊３ 市全域（大規模行為）では擁壁等を含む
 ＊４ 夜間において公衆の観覧に供するため、30日を超えて建築物等（屋外にあるものに限る）の外観について行う照明
 ＊５ 届出対象は特定施設及び同一敷地内の附帯施設で、その敷地の全部または一部が特定施設届出地区に係るものに限る
☐届出の対象外となる行為
☐通常の管理行為、軽易な行為その他の行為
☐非常災害のため必要な応急措置として行う行為 等

【問い合わせ先】

〒864－8686
 荒尾市宮内出目 390 番地
 荒尾市都市計画課計画係
 TEL：0968-63-1487
 Eメール：toshi@city.arao.lg.jp